

平成 28 年 1 月 27 日

CASBEE 評価認証機関の募集について

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

一般財団法人建築環境・省エネルギー機構では、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱に基づく CASBEE 評価認証機関 (CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則第 1 条第一号、同第二号、同第三号に掲げる区分) の募集を下記により行います。

記

1. 公示期間

平成 28 年 1 月 27 日 (火) ～ 平成 29 年 2 月 28 日 (火)

2. 認定申請書の提出期間

平成 29 年 2 月 1 日 (水) 10 時 00 分 から

平成 29 年 2 月 28 日 (火) 17 時 00 分 まで

※郵送又は持参にて提出 (期限内必着)

3. 応募条件 (※以下の(1)から(6)を全て満たしていること)

(1) 申請する業務に携わる者のうち主に業務を行う者として、業務区分に応じた選任評価員 (またはその予定者) が 2 名以上いること。

(2) 職員、設備、評価認証の業務の実施方法その他評価認証の業務の実施に関する計画が、評価認証の業務の適確な実施のために適切であること。

(3) 前号の評価認証の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 役員、構成員又は職員の構成が、評価認証の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(5) 評価認証の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって評価認証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(※別紙参照)

(6) 上記のほか、評価認証の業務を行うにつき十分な適確性を有するものであること。

4. 申請費用

資料 5 に記載の通り。申請時の支払分については申請書受領後にご請求させていただきます。

5. 認定申請書の提出先

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 建築研究部

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館

※提出方法は郵送、または直接上記までご持参ください。

6. 問い合わせ先

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 建築研究部 (担当: 吉澤、早津)

TEL 03-3222-6728 FAX 03-3222-6696

E-mail yoshizawa@ibec.or.jp (吉澤) hayatsu@ibec.or.jp (早津)

以 上

4. 応募条件 (5) 評価認証の業務以外の業務について

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第8条第五号において、「評価認証の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって評価認証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」としている。

これによると、認証機関である団体は申請物件に関して、その評価の実施や申請図書の作成に係わる業務は一切行うことができないが、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則第1条第三号に掲げる区分（以下、「CASBEE 不動産評価認証機関」という。）については、以下の条件を全て満たすことで、申請物件の評価の実施や申請図書の作成等の業務を行うことができるものとする。

- 1) 認証の業務を実施する部署並びにそこに所属する者と、当該物件の CASBEE 評価や申請図書の作成に係わる部署並びにそこに所属する者が、完全に別の部署並びに別の者であること。
- 2) 申請物件に関する一切の情報に関して、1) に該当する部署並びに所属する者の間で、情報を漏らすことがないこと。また、そのために必要となる適切な措置が講じられていること。

これらに該当する業務を行おうとする場合には、今回の申請資料のうち業務規定中に上記 1) 及び 2) に関する取り扱いを明記すること。

以 上